

南方漁場開拓者・原耕の帝国議会における議員活動をめぐって

福田 忠弘

はじめに

本論文では、大正末期から昭和初期にかけてインドネシア、フィリピンの海域を中心に漁場調査を行い、さらにインドネシアのアンボンにおける漁業基地、製氷工場、缶詰工場建設などの事業展開を計画していた原耕(明治9年鹿児島生まれ、昭和8年アンボンで客死)について取り上げる。原耕は鹿児島県の坊津に生まれ、枕崎に医院を開設しながら衆議院議員を2期務め、さらに家業の漁業の振興を図りながら南方漁場調査・開拓を行った人物である。特に、枕崎のカツオ漁に貢献した人物として知られる(略歴は表1を参照のこと)。

原耕は、大正14年(1925年)に、自ら建造した漁船で沖縄、台湾、フィリピン近海の漁場調査を行った。その後赤道を越えて、3回の南方漁場調査を行っている。第1回目は昭和2年6月1日から11月25日まで、パラオ、メナド、アンボンなどを調査した。昭和3年に衆議院議員に当選後も、議員でありながら南方漁場調査を継続し、第2回目は昭和4年6月1日から12月8日まで、タルナ、アンボン、テルナテ近辺を、第3回目は昭和7年12月3日に鹿児島を出発、アンボンで漁業基地の運営に携わっている間にマラリアにかかり、翌年8月3日に客死した。後述するように、彼の葬儀には総代として当時の有力な政治家だった鈴木喜三郎、床次竹二郎らが名前を連ねた。このことから分かるように、原耕の業績を単に地元のカツオ漁の発展に貢献したとだけ評価するのでは十分と言えない。衆議院議員を務め中央との人脈もあった原耕のアンボンにおける事業は、当時の日本の南方関与、南進に大きな影響を与えたと考えられる。例えば現在、枕崎市には原耕の顕彰碑が3カ所あるが、そのうちの一つ、高台から枕崎漁港を見下ろせる松之尾公園内にある銅像には、「惟ふに我国古来凶南の長策を唱ふるもの尠からず然も此を実行し遠く赤道以南に漁船隊を進むるものは実に原耕君を以て嚆矢となる君の功やまことに偉大なりといふべし」という一文が刻まれているが、これは徳富蘇峰が寄せたものである。

表1 原耕年譜^{注1}

年	項目
明治9年 (1876年)	2月 鹿児島県川辺郡西南方村(現、坊津町 ^{注2}) 泊に、原平之進の二男として生まれる。生家は代々、鰯飼付漁業や、帆船による鰹漁業を経営していた。
明治29年 (1896年)	大阪高等医学校入学
明治35年 (1902年)	同校卒業、外国航路の船医となる ^{注3} 。
明治37年 (1904年)	枕崎市で外科医を開業。

明治 38 年 (1905年)	7月 父の持船、原一号船口永良部付近で台風のため沈没、乗組員30人死亡
明治 39 年 (1906年)	10月 同じく父の持船、原二号船が男女群島付近で台風のため沈没、乗組員15人中9人死亡、弟捨思氏は辛くも助かる。父の持船の遺族の生活を維持するため、父の遺志を継いで、カツオ漁船経営にも乗り出す。また、漁船の大型化を図るため、造船所建設発起人の一人となり枕崎造船所を設立する。
大正2年 (1913年)	東南方村村会議員（現、枕崎市議会議員）に初当選する。
大正9年 (1920年)	19トン、50馬力の鰹漁船、千代丸を建造し、自らも乗船して出漁する。
大正 14 年 (1925年)	4月 90トン、150馬力の千代丸を建造し、沖縄、台湾、フィリピン近海の漁場開発に当たる。
昭和2年 (1927年)	6月 第一次南洋漁場探検に出発。パラオ、セレベスを経て、マルク諸島アンボンに至り12月帰還する。
昭和3年 (1928年)	衆議院議員に初当選する。
昭和4年 (1929年)	6月 アンボンを根拠地として、第二次南洋漁場探検を行い、12月に帰還する。
昭和7年 (1932年)	2月 衆議院議員として二回目の当選を果たす。 12月 第三次南洋漁場探検に出発
昭和8年 (1933年)	アンボンに漁業基地建設、操業中、悪性マラリアに冒され、8月3日、急逝する。 享年58歳 従六位追贈

出典：枕崎市誌編さん委員会『枕崎市誌』上巻（枕崎市、1989年）696-697頁から作成。

注1 本論文では、原耕の年譜を引用するにあたり、『枕崎市誌』に掲載されているものを使用した。しかし注3でも言及する通り、大学卒業後から枕崎に医院を開業するまでの時期については別な説もある。したがってこの原耕の年譜に関しては、今後異なった事実が判明する可能性もあることを付記したい。

注2 市町村合併により、現在は南さつま市坊津町になっている。

注3 卒業後、枕崎市に病院を開設するまでの期間については、別の記録もある。鈴木喜三郎が立憲政友会の総裁を務めている時期に作成された、大野正大、佐久間徳太郎編『政友会総覧』（政友会総覧編纂所発行、出版年不明）内の「政友会代議士名鑑」の原耕の項目（9頁）には「市医トシテ神戸市衛生課ニ勤務ス、又米國領事館ニ勤務シ北米滞留二年、帰朝後医術ヲ開業ス（後略）」とある。また原耕の死後、従六位が追位されるが、その時に提出された業績調書でも『政友会総覧』と同様の履歴が記載されている。

本論文の目的は、衆議院議員でもあった原耕の帝国議会における活動に焦点をあてて分析することである。将来的には、原耕がアンボンにおいてどのような漁業基地建設を考えていたのか、当時アンボンを支配していたオランダ政庁との関係はどのようなものだったのかについても研究対象とすることを考えているが、本稿はその第一歩となるものである。原耕に関する資料、先行研究は、大きく分けると4つに分類することができる。第一に、南方漁場調査についての報告書である。原耕の調査に同行した岸良精一による報告書『鰹と代議士-原耕の南洋鰹漁業探検記』は、当時の調査の様子を克明に記録している第一級の

資料である¹。第二に、郷土の偉人としてその業績を紹介するものである。その代表的なものとして『枕崎市史』や『枕崎市誌』があげられる²。第三に、水産学の分野から日本の鯉漁業の歴史や漁法の発展などについて言及しているものである³。第四に、当時の日本の南方関与もしくは南進の文脈のなかで、原耕の漁場調査を位置づける研究である。代表的なものとしては、片岡千賀之の『南洋の日本人漁業』や、川上善九郎による『南興水産の足跡』などがある⁴。

しかし、衆議院議員でもあった原耕が、帝国議会で行った活動について言及している先行研究はほとんど存在しない。そこで本稿では、原耕が衆議院議員として帝国議会においてどのような活動を行っていたのかを主要な分析対象とする。同時に、政治家になった原耕が当時の政局のなかでどのような影響を受けたのかについても焦点をあてる。主に用いる史料は、これまで原耕の研究でほとんど用いられることのなかった、帝国議会の「議事速記録」や国立公文書館所蔵のものである。

第1節で衆議院議員に初当選した原耕が、当時の政局にどのような影響を受けたのかについて言及する。第2節では、当選1回目の議員でありながら薩摩半島における鉄道建設についての建議案を提出したり、噸税法（航路標識と関係する）について審議する委員会の長を務めたことや、原耕が提出した遠洋漁業奨励法改正案について分析の俎上にのせる。第3節では、2期目の議員活動について検討する。

1 政治家原耕の誕生と当時の政局

原耕が帝国議会の衆議院議員に当選したのは、昭和3年2月20日に行われた第16回総選挙においてであった。この第16回総選挙は、日本で始めて行われた男子普通選挙として極めて重要な選挙であったが、原耕は鹿児島1区（定数5）から立憲民政党（以下、民政党と略記）の公認候補者として立候補し、4位で当選を果たした⁵。鹿児島1区のトップ当選は、

¹ 岸良精一『鯉と代議士-原耕の南洋鯉漁業探検記』（南日本新聞開発センター、1982年）。また、原耕の南方漁場調査に参加した人々の聞き取りについては、枕崎市誌編さん委員会『枕崎市市誌』（枕崎市、1989年）に所収されている。

² 枕崎市史編さん委員会『枕崎市史』（枕崎市、1969年）および枕崎市誌編さん委員会、前掲書。両書の書名は「市史」と「市誌」と異なっていると同時に、内容も異なっている。原耕に関しては、両書ともに貴重な情報が掲載されている。坊津町郷土史編纂委員会『坊津町郷土史』（坊津町、1972年）や『鹿児島県水産史』（鹿児島県、1968年）、川崎沛堂『坊泊水産誌』（川辺郡水産会、1936年）、松下兼利『坊泊水産誌』（坊泊漁業協同組合、1953年）、南日本新聞社編『郷土人系』（春苑堂書店、1969年）などがあげられる。また、新聞の連載にも原耕は取り上げられている。『南日本新聞』夕刊に1973年2月16日から1974年3月31日まで連載された「俺はおれ（原耕の巻）」、『西日本新聞』に1975年5月28日から6月29日まで連載された「郷土の記憶（南海を拓く）」がある。

³ 『鹿児島県水産技術のあゆみ』（鹿児島県、2000）、宮下章『鯉節』上、下巻（日本鯉節協会、1989年）などである。農林大臣官房総務課編『農林行政史』第四巻（農林協会、1959年）752頁にもアンボンに根拠地においてカツオ漁業に従事していた原耕についての言及がある。

⁴ 片岡千賀之『南洋の日本人漁業』（同文館出版、1991年）、川上善九郎『南興水産の足跡』（南水会、1994年）、藤林泰「インドネシア・カツオ往来記」藤林泰、宮内泰介編著『カツオとかつお節の同時代史-ヒトは南へ、モノは北へ』（コモンズ、2004年）がある。また、子ども向けの伝記物だが、宮本常一『南の島を開拓した人々』（さ・え・ら書房、1968年）がある（この書籍はその後、宮本常一『南の島を開拓した人々』（河出書房新社、2004年）に再録されている）。

⁵ この時の鹿児島選挙区（1～3区）の当選者は以下の通りである。丸数字は当選順位を表し、次いで候補者の名前、公認政党名、衆議院議員の経歴、得票数の順番で表記する。

・鹿児島1区：①床次竹二郎、民政、前、18,478；②岩切重雄、民政、前、8,655；③蔵園三四郎、民政、前、8,075；④原耕、民政、新、7,708；⑤岩川与助、中立（後に政友会へ）、新、7,429。

・鹿児島2区：①東郷実、民政、前、14,349；②寺田市正、民政、前、12,993；③赤塚正助、民政、新、7,478；④崎山武夫、民政、新、7,067。

・鹿児島3区：①英義彦、政友、新、9,560；②津崎尚武、民政、前、8,600；③永田良吉、政友、新、8,422。

鹿児島の四俊と称される床次竹二郎である⁶。

床次は、原敬の暗殺後、常に政局争いの中心にいた人物である⁷。立憲政友会（以下、政友会と略記）総裁で「平民宰相」と呼ばれた原敬が暗殺されたのは、大正10年11月であった。その後、原敬の強力なリーダーシップのもとでまとめられていた政友会は、二つの方向に分裂した。一つは、後継総裁の座について高橋是清を中心とするグループである。高橋の後継総裁就任にあたっては、元老の西園寺公望の意向が大きく働いたが、このグループは当時力をつけつつあった憲政会及び革新倶楽部と提携して憲政擁護運動を起し、皮肉なことに元老や貴族院内閣などが出現する余地を封じることを目指していた。いわば政党内閣以外に選択の余地がないように元老を追いつめていこうというグループである。もう一つのグループは、床次竹二郎を中心とするグループである。このグループは、元老の意向に沿いながら政権を獲得していこうというグループであった。

高橋が後継総裁に就任すると、内務畑で原敬の片腕として活躍していた床次は、自分こそが総裁後継にふさわしいとして、大正13年1月29日に政友会を脱党し、政友本党を立ち上げた。この時、床次に従って政友本党に移った者は149名、政友会に残った者は129名で、床次新党の方が20名も多かったのである。当時、政党内閣を目指すよりも、元老の意向を重視するものたちが多かったことの証左である。床次に従って政友本党に移った者たちは、政党内閣の実現というよりも、元老の意向に沿いながら内閣を獲得していこうという意向を持っていた者たちといえよう。しかしこうした床次的感覚は、次の選挙では議席を伸ばすことができなかった。

大正13年に行われた第15回選挙において、政党政治を掲げるいわゆる「護憲三派」が勝利を収めた。政友党は129議席から101議席へ、革新倶楽部は43議席から29議席へと議席を減らしたが、憲政会は103議席から154議席へと議席を大幅に増やし、「護憲三派」全体で284議席を獲得した。その一方で、床次の政友本党は議席を149から114にまで減らした。この選挙の結果を受けて、第一党の憲政会から加藤高明が首相に選出された。政友会では高橋是清が総裁を辞職し、田中義一が後継総裁に就任した。その後、憲政会と政友会の間で主導権を握る政局争いが起きるが、このときにキャスティングボートを握ったのが床次の政友本党である。床次の政友本党は憲政会と合同し民政党を設立した。ここに二大政党が競い合う構図が作られ、次の第16回総選挙を迎えることになった。

原耕が初当選した第16回総選挙は、以下の二点が特に注目された選挙であった。第一に、設立後の民政党（憲政会と政友本党）がどのくらい議席を獲得するのか、第二に、納税額によって制限されていた選挙権が25歳以上の男性全員に拡大されたことにより、無産政党がどれくらい議席を獲得するのか、であった。投票の結果、政友会221、民政党216と互いに議席数が伯仲することになった。さらに政友会、民政党の二大政党以外の小会派・無所属のグループが33議席を獲得し、これらの第三のグループがキャスティングボートを握ることになったのである⁸。

選挙結果については、社会問題資料研究会『帝国議会誌』第1期・第1巻（東洋文化社、1975年）252-259頁を参照した。

⁶ 床次竹二郎、山之内一次、押川則吉、三島弥太郎を薩摩の4俊と呼ぶ。南日本新聞社編、前掲書、上巻、91頁。

⁷ 政党の変遷と床次新党については、升味準之輔『日本政党史論』第四巻、第五巻（東京大学出版会、1968年、1979年）を参照にした。

⁸ 無産政党五派（社会民衆党、労働農民党、日本労働党、日本農民党、九州民衆党）は8議席、実業同志会が4議

第三のグループが議会を左右する事態に直面し、元老も政友会もそろって野党の切り崩し工作を開始した。この時、政友会の切り崩し工作の対象になったのが床次竹二郎であった。床次に対する切り崩し工作については、ここでは詳しく取り上げないが、本論文の分析対象とする原耕との関係で重要な点は、床次が民政党を脱党して、新党倶楽部という新党を結成した点である⁹。床次自身、床次に従って新党に加入する人数については楽観視していたようであり、その様子が当時の新聞でも報道されている¹⁰。しかし、新党倶楽部設立の方針を掲げても、民政党からの脱党者が20名前後しかいないことが明らかになるにつれ、床次も、旧政友本党系の議員や、床次の選挙地盤である鹿児島選出議員に対して積極的な勧誘を行った。原耕も、鹿児島選出の議員として床次新党加入を促された。昭和3年8月6日に、民政党の鹿児島支部長が上京し、東京で鹿児島選出議員と会合を持ち、挙県一致で床次新党に参加することが決定された¹¹。結局、新党倶楽部には鹿児島選出の民政党議員すべて、すなわち床次竹二郎、岩切重雄、蔵園三四郎、原耕、東郷実、寺田市正、赤塚正助、崎山武夫、津崎尚武が加盟し、民政党に誰一人として残らなかった。政友会所属の鹿児島選出議員である岩川与助、英義彦、永田良吉の3名は、そのまま引き続き政友会に残留した。民政党脱党、新党倶楽部加盟について、原耕は8日に民政党総裁の浜口雄幸を訪問し、脱党の挨拶を行っている¹²。新人議員の原耕は、鹿児島選出議員の床次を中心とする当時の政局に巻き込まれることになったのである。ちなみに、昭和4年7月2日に民政党の浜口雄幸内閣が誕生すると、同3日に新党倶楽部では代議士懇談会をひらき、5日に新党倶楽部は無条件で政友会と合同することになった¹³。これに伴い、原耕も政友会に入党することになったのである¹⁴。

民政党の公認候補として当選した原耕であったが、新党倶楽部、そして政友会へと党籍を変えることになった。こうした政局争いにも巻き込まれたこともあって、第17回総選挙で原耕は落選し、二回目の当選を果たすのは第18回総選挙であった。

床次に振り回された原耕であったが、両者は良好な関係を保ったようである。昭和8年8月3日に原耕がインドネシアのアンボンでマラリアに罹って客死し、遺骨の一部はアンボンのオランダ砲台跡に埋葬され、残りの遺骨が9月13日に日本に到着した。同16日、枕崎小学校において枕崎町葬が行われたが、この時、葬儀の総代を務めたのが床次と、後に政友会総裁になる鈴木喜三郎であった¹⁵。

席、革新党が3議席、中立その他の党が18議席をそれぞれ獲得し、合計33議席を得た。『帝国議会誌』第1期第1巻の252-253頁を参照。

⁹ 床次新党については、床次自身も含めさまざまな思惑が働いていた。この点については、升味、前掲、第5巻、160-178頁を参照のこと。

¹⁰ 『東京朝日新聞』、1928年8月3日、2面。

¹¹ 『東京朝日新聞』、1928年8月7日、2面。

¹² 『東京朝日新聞』、1928年8月9日、3面。

¹³ 前掲、『帝国議会史』第一期第六巻、303頁。

¹⁴ 鹿児島選出議員で、新党倶楽部から民政党に移籍したのは岩切重雄だけで、あとは政友会に移籍した。

¹⁵ 『東京朝日新聞』、1933年9月14日、4面。この時、原耕葬儀の新聞広告が出されている。そこに名前が出されているのは、今給黎誠吾（枕崎町長）、友人として児玉実良、樺山資英、総代として本文でも言及したように床次竹二郎、鈴木喜三郎であった。

2 1期目の帝国議会における議員活動

(1) 第55回帝国議会

原耕が一期目の衆議院議員を務めたのは、昭和3年2月から昭和5年2月までの期間であり、その間開かれた帝国議会は、第55回（昭和3年4月23日～5月6日：特別）、第56回（同年12月26日～昭和4年3月25日：通常）、第57回（同年12月26日～昭和5年1月21日：通常）である。そして、昭和4年6月1日から同年12月8日まで、原耕は議員でありながら第2回南洋漁場探検に出かけて、タルナ、アンボン、テルナテ付近の漁場調査を行っている。

新人政治家として第55回帝国議会に参加した原耕は、早速活動を始めた。この議会において、原耕は決算委員会¹⁶に所属していたが、「決算委員会議録（速記）」を見る限り、特に目立った発言はしていない¹⁷。しかし、初めての議会において二つの建議案¹⁸を提出している。原耕は、崎山武夫（鹿児島2区選出）と赤塚正助（同）と共同で「漁業奨励ニ関スル建議案」を、崎山と共同で「南薩鉄道並薩南中央鉄道買収ニ関スル建議案」を提出した。しかしこれらの建議案は時間がなく建議委員会で議論されることはなかったが、原耕の政治家としての活動の第一歩として重要なものなので、以下言及する¹⁹。

漁業奨励ニ関スル建議案

右成規ニヨリ提出候也

昭和3年4月28日

提出者 原耕 崎山武夫 赤塚正助

漁業奨励ニ関スル建議

水産ハ我カ国ノ重要産物ニシテ之カ興亡盛衰ハ直ニ国家経済ニ影響スルモノタル固ヨリ論ヲ俟タサル所ニシテ其ノ向上発展ヲ画策スルハ人口問題ニ於テ食料問題ニ於テ焦眉ノ急ト謂フヘキナリ況ヤ近来成績挙ラス漁民ノ疲弊其ノ極ニ達シ居ルハ大ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ此ノ如キハ原因ノ幾多存スルト雖要ハ我カ国沿岸近海ニ於ケル魚族ノ減少シタル結果ト認メサルヲ得ス之カ補填解決ハ豊富無限ナル米領比律賓蘭領諸島ニ近ツキ所謂南進的發展漁業ヲ當ムヲ以テ最善ノ方法ナリト信スルモノナリ政府ハ之等南国ニ対スル出漁者ノ入国税ヲ補助シ遠洋漁業奨励金ノ増額漁船船舶保険率ノ低下ヲ図リ一方交通汽船ノ増航ヲ策シ移民法ヲ適用シテ助成ヲ惜マス或ハ漁獲物ニ於ケル加工製品ノ輸入税ノ免除ヲ行フ等ノ援助ヲ施スニ於イテハ現時ノ悲境ヨリ多数ノ魚民ヲ救済シ得ルノミナ

¹⁶ 帝国議会ではいくつかの固定的な常任委員会が設置されていた。貴族院では、予算委員会、請願委員会、懲罰委員会、決算委員会、資格審査委員会、衆議院では、予算委員会、請願委員会、懲罰委員会、決算委員会、建議委員会である。大山英久「帝国議会の運営と会議録をめぐる」『レファレンス』2005年5月、39頁。

¹⁷ 「第五十五回帝国議会衆議院決算委員会議録（速記）第一回」、「第五十五回帝国議会衆議院決算委員会議録（速記）第三回」、「第五十五回帝国議会衆議院決算委員会議録（速記）第五回」を参照のこと。

¹⁸ 建議とは議院の意見を政府に伝え、その採納を求めることで、30名以上の賛成者をもって議院が発議することを行う。しかし建議を採納するかどうかは政府の自由であった。大日本国帝国憲法第40条、「両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付キ各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス」と規定している。

¹⁹ 本論文で「帝国議会議事録」から引用する場合には、旧字体を適宜改めた。例えば國を国に。地名を表すものについては、そのままの表記を残した例えば、比律賓や加奈陀などである。

ラス産額ハ忽チ倍加シテ国益ノ期シテ見ルヘキモノアルヲ認ル依テ政府ハ速ニ如上ノ計画ヲ立テラレムコトヲ望ム [下線部は筆者による]²⁰

国会議員に当選する前年の昭和2年6月1日から同11月25日まで、南洋群島のパラオ、メナド、アンボンに第一回南洋漁場探検に出かけた原耕らしく、フィリピンやインドネシア地域における漁業の状況に言及したり、それらの地域を管理する政府に対して支払うことになる入国税を政府が補助したり、現地で生産した製品に対する輸入税を免除する等、具体的な建議案が盛り込まれていることが注目に値する点である。引用文中の下線部に「南進的發展漁業」と言及されているが、原耕が想定しているのは、インドネシア、フィリピン海域で漁場を行うための「入国税」などの税金を支払うことを想定していて、現地に国策会社などを建設することなどは考えられていない。また、遠洋漁業奨励金の増額、船舶保険率の低下についても言及されている。この建議案は、続く第56回帝国議会でも提出されている。

続いて、薩摩半島における鉄道網整備に関する建議案である。明治42年11月、門司から吉松を経由し、鹿児島に至る旧鹿児島本線が全線開通した。この線は、山間部、特に難所の矢岳峠などもあって運行に不便であった。その後大正になると、八代から出水・川内を経て鹿児島に至る新線の建設が話題に上がるようになった。南薩鉄道は、これに刺激されて建設された会社であった。明治45年7月、加世田の鮫島慶彦らが中心になって資本金100万円の南薩鉄道株式会社を設立し、大正3年には伊集院-加世田間が完成した。南薩鉄道は、大正5年10月、大崎町（万世）まで延びた。大正12年7月には薩南中央鉄道株式会社も創立されて、薩摩半島横断の鉄道を敷設することとなった。最初、加世田駅から分岐し、川辺を経て、知覧、石垣に至る線を計画したが実施に至らず、結局、阿多から分岐して知覧に至る線の建設に着工することとなった。昭和2年6月1日、薩南中央線は川辺まで開通し、昭和5年11月1日、知覧まで開通したのである²¹。

次は加世田-枕崎間に鉄道を敷設することが計画されたが、予算の制限もあり遅々として進まなかった。そうした状況の中、原耕らが提出したのが以下の建議案である。

南薩鉄道並薩南中央鉄道買収ニ関スル建議案

昭和3年4月28日

提出者 原耕 崎山武夫

南薩鉄道並薩南中央鉄道買収ニ関スル建議

南薩鉄道並薩南中央鉄道ハ薩摩半島ノ中心ヲ縦貫スル唯一ノ交通機関ニシテ省線鹿児島本線ニ連絡シ薩摩半島ノ旅客物資ハ何レモ此ノ本線ニ依リ輸送セラレツツアリテ省線ノ培養線トシテハ欠クヘカラサル重要ナル線タルハ言フ俟タサル所ナル然ルニ現下ノ経済的趨勢ヨリ其ノ経営漸次困難ヲ来シツツアリテ完全ナル交通機関ノ能力ヲ發揮スルコトヲ得サルノ状況ニアリ面シテ此ノ線ハ将来国有鉄道網ノ一部ニ該当スルモノニシテ結局国有ト為ルヘキハ勿論ニシテ今ヤ

²⁰ 「第55回帝国議会 衆議院議事速記録付録」、昭和3年5月9日、11-12頁。

²¹ ここでは、原耕と崎山の建議案提出の他にも、鉄道院総裁を務めた床次竹二郎の力も大きく影響していたと考えられるが、この点については今後の課題としたい。

唯其ノ時機ノ問題タルニ帰着スルヲ以テ経済界ノ現況ニ鑑ミ地方発展ヲ期シ且省線培養ノ能力ヲ増進セシメ経営難救済ノ為一日モ早く本鉄道ヲ買収セラレムコトヲ望ム²²

昭和3年8月、南薩鉄道では、加世田-枕崎間の鉄道敷設の認可を受け、同年10月測量に着手、翌昭和4年12月に工事が開始され、昭和6年3月10日に開通した²³。

この時の原耕と崎山武夫の建議案が、政府にどのような影響を与えたのかについての直接の資料は現在のところ発見できていないが、建議案を提出したのが昭和3年4月28日、加世田-枕崎間の鉄道敷設の認可を受けたのが同年8月、測量開始が同年10月といった時期的なことを考慮に入れると、加世田-枕崎間の鉄道敷設に関して、原耕と崎山の建議案が何らかの影響力を持ったと考えられる。こうして、原耕の地元、枕崎まで鉄道が開通することになったのである。

（2）第56回帝国議会：噸税法の改正と灯台設置

第55回帝国議会は民政党議員として参加した原耕だったが、第56回帝国議会は床次の新党倶楽部所属議員として参加することになった。第56回帝国議会は、床次の新党倶楽部設立後の初の議会ということのほか、国際的事件である張作霖爆殺事件、いわゆる満州某重大事件と、国内的には山本宣治議員暗殺事件が起きた時期に開催された議会であった。原耕はこの議会において、以下の2つの重要な役目を果たした。①政府提出の噸税法改正の委員長を務めたこと。この改正案は、日本の港湾を利用する外国船舶に対して、そのトン数に応じて税金を課す率を引き上げることを目指したものであり、増税による増収分を灯台設置に回すことが付帯決議に盛り込まれ、周辺の海域に灯台が設置されることとなった。現在は、日本一の太陽光発電灯台に姿を変えた草垣島灯台もこの時に設置されたものである。後述するようにこの灯台の設置は、原耕の尽力によるところが大きい。②「遠洋漁業奨励法中改正法律案」を提出したこと。未了となり法律改正にはいたらなかったが、本会議において原耕が南方漁場についての演説をしたことは大きな意味があったと考えている。この点については次節にて言及する。

噸税法は明治32年3月に制定された法律で、日本の港を利用する外国船舶に対して、その船舶の大きさに応じて課税するという法律である。噸税法の税率は、第一条にて規定されている。それは、「外国貿易ノ為外国ニ往来スル船舶開港ニ入港シタルトキハ其ノ入港毎ニ登簿数一噸又ハ積量十石ニ付五錢ノ噸税ヲ課ス但シ登簿噸数一噸又ハ積量十石ニ付十五錢ヲ一時ニ納付スルトキハ其ノ港ニ於テハ滿一箇年間噸税ヲ納ルヲ要セス 帝国ト測度法ヲ異ニスル国ノ船舶ノ登簿噸数ハ帝国ニ於テ定ル測度法ニ依リ換算ス」というものである。政府は第56回帝国議会において、その税率を改定するための噸税法中改正法律案を提出し

²² 同上、12頁。

²³ 南薩鉄道、南薩中央鉄道に関しては、『枕崎市誌』を参考にした。枕崎市誌編さん委員会『枕崎市誌』下巻（枕崎市、1990年）、387-389頁。その後、昭和5年、南薩鉄道にも、ガソリンカーが運転を始めた。車両も漸次増加し、列車の設備も逐年改善されていった。昭和12年から暖房装置も設けられた。枕崎・加世田間55分、加世田・伊集院間1時間20分、伊集院・鹿児島間40分の所要時間であった。枕崎から3時間足らずで鹿児島に出ることができるようになった。運行回数は、枕崎・加世田間10往復、加世田・伊集院間10往復であった。

昭和18年2月1日、戦時下の企業整理により、薩南中央線は南薩鉄道に吸収合併されることになった。そして、この線は、知覧線と呼ばれることになった。

た。それは、「第1条第1項中「五銭」ヲ「七銭」ニ、「十五銭」ヲ「二十一銭」ニ改ム」というものであった²⁴。この改正案提出は、増税による増収によって、灯台などの航路標識を整備することも目的としていた。その趣旨を、主務大臣の三土忠造は次のように述べている。

(前略) 先ズ噸税法中改正法律案ノ説明ヲ致シマスルガ、現行噸税法ハ明治三十二年ノ制定ニ係リマシテ、爾来三十余年間何等ノ改正ヲモ加ヘズシテ今日ニ至ッタノデアリマス、本制度ノ内容ト致シマシテハ、本邦開港ニ入港スル外国貿易船ニ対シ、其各港入港毎ニ登簿噸数一噸又ハ積量十石ニ付キ五銭ノ課税シ、一時二十五銭ヲ納付シタルモノニ対シテハ其港ニ於テ一年間課税セザルコトトナッテ居ルノデアリマス、而シテ本改正案ノ要点ハ右五銭ノ税ヲ率七銭、十五銭ヲ二十一銭ニソレゾレ改メントスルノデアリマス、蓋シ本邦ニ於テハ比較的ニ海難事件ガ多イノデアリマシテ、其原因ハ燈台等船舶交通ニ関スル設備ノ不完全ニ基ヅク所ガ少クナイノデアリマス、政府ニ於キマシテハ是迄是等設備ノ改善ニ付キマシテ出来得ル限りノ措置ヲ講ジテ居ルノデアリマスケレドモ、何分経費ノ關係上、今尚ホ遺憾ノ点ガ頗ル多イノデアリマス、斯ノ如キ状態ヲ永ク持続スルコトハ、海運ノ發達ニ大イナル障碍ヲ与フル所以ナルノミナラズ、延イテハ我が国力ノ伸張ニモ影響スル虞ガアリマスノデ、速ニ相当ノ対策ヲ講ズルノ必要ガアルト認メラルルノデアリマシテ、此際噸税ノ増収ヲ図リ、之ニ依ッテ計画ノ実現ヲ期スル趣旨ノ下ニ、茲ニ本案ヲ提出致シタ次第デアリマス (後略)²⁵

この改正案について審議する委員会（噸税法中改正法律案外一件委員会）²⁶が、昭和4年1月29日に開催され、原耕が委員長として選出された。委員会は4回（1月29日、2月1日、2月4日、2月21日）開催されたが、最後に開かれた委員会において、噸税法に対して政友会と民政党の意見が真っ向から対立した²⁷。政府案に賛成したのは政友会の板谷順助であり、増税による増収分を航路標識以外に使うべきではないという附帯決議「我国ニ於ケル燈台其ノ他ノ航路標識並ニニ関連シタル港湾設備ハ甚ダ不完全ニシテ海運ノ發達ヲ阻害スルコト大ナリ殊ニ近年海難ノ頻發スルニ鑑ミ政府ハ宜シク噸税創設ノ際ニ於ケル主旨ニ基キ速ニ其ノ完成ヲ期セラレムコトヲ望ム」を提案した。そして政府案に賛成する理由として、日本における税率が決して高くないこと、外国船舶も受益者として灯台その他の

²⁴ 「第56回帝国議会衆議院速記録第六号」、昭和4年1月26日、72頁。

²⁵ 同上。また噸税法改正以外にも、「借入金整理に関する法律案」（政府提出）も提出され、原耕が委員長になって議論が行われるが、「借入金整理ニ関スル法律案」についてはほとんど議論されなかったので、本論文では言及しない。

²⁶ 帝国議会の法律案審議の委員会は、会期毎に設置され、法律案名を冠した名称になっている。そしてさまざまな法案に対して一括して審議していた。そのため、「噸税法中改正法律案外一件委員会」というのは、噸税法ともう一件（「借入金整理ニ関スル法律案」）を審議する委員会という意味である。

²⁷ この委員会において、委員が何人か入れ替わっているが、採決された第四回委員会でのメンバーと所属政党は以下の通りである。委員長の原耕は新党倶楽部所属、政友会所属議員は理事の板谷順助（北海道選出）、岩本武助（奈良選出）、石射文五郎（福島選出）、枡谷音三（山口選出）、民政党所属議員は理事の福田五郎（佐賀選出）、安倍邦太郎（新潟選出）、作田高太郎（広島選出）である。この委員会の議事録については、「第五十六回帝国議会衆議院噸税法中改正法律案外一件委員会議録（速記）第二回」「第五十六回帝国議会衆議院噸税法中改正法律案外一件委員会議録（速記）第三回」「第五十六回帝国議会衆議院噸税法中改正法律案外一件委員会議録（筆記速記）第四回」を参照のこと。

航路標識に対して応分の負担をするべきであることに言及した。また「燈台税」という言葉も用いて、増収分を航路標識以外に使用するべきではないという趣旨の発言も行った。

これに対して真っ向から反対したのが、民政党議員の福田五郎である。反対理由として第一に、航路標識設置の財源を船舶業者のみが負担するのではなく、一般財源からその予算を捻出すべきであること、第二に、船舶業者に対して増税すると海運業界にたいして打撃が大きいこと、第三に、日本が増税をすると外国による報復的な増税を引き起こす可能性があることを理由に、改正案及び附帯決議案に反対した。結局採決の結果、同改正案は委員会を通過し本会議に送られた。本会議で原耕は、委員長報告を以下の通り行っている。

議題ニ供セラレマシタル噸税法中改正法律案ニ対スル委員会ノ経過並結果ヲ報告致シマス、数回ニ亙リマシタル委員会ノ審議中、原案ニ賛成セラルル側ノ議論ニ依リマスト云フト、我ガ日本ノ噸税ノ率ハ、米國ノ噸税ニ較ベ、或ハ英國ノ燈台税ニ比シ、或ハ独逸ニ於ケル所ノ埠頭税、伊太利ニ於ケル所ノ碇泊税、是等ニ較ベテ余リ高率デナイト云フノデアリマス、其故ニ今日増税ヲ致シテモ差支ナイモノト認メル、併ナガラ之ニ依テ得タル所ノ増収ハ、今日ノ船舶ノ安定ヲ求メル為ニ、航海或ハ港湾ノ設備、彼此ノ方面ニ努メテ供シテ貫ヒタイト云フ希望ヲ持ツテ居ラレルノデアリマス、原案ヲ否トセラルル側ノ御意見ニ依リマスト云フト、今日貿易不振ノ際ニ當リ、此船舶ノ増税ト云フコトハドウモ本意デナイ、尚又港湾或ハ航海ニ対スル経費ノ如キ、敢テ之ヲ噸税ノ一部ニ求メナケレバナラヌト云フ必要ハナイ、斯ウ云フ種類ノ議論デアリマス、其外細カイ事ニ付キマシテハ速記録ニ依テ御承知ヲ願ヒマス、兎ニ角結果ト致シマシテハ、附帯決議ヲ付シマシテ、サウシテ多数デ可決ニナッタノデアリマス、政友会ノ側カラ出サレマシタル附帯決議ヲ朗読イタシマス（中略）以上報告ト致シマス

原委員長の本会議での報告後、第四回委員会で発言した板谷と福田がそれぞれ賛成演説と反対演説を行い、最終的に採決となり賛成多数で可決された。

噸税法の改正案および附帯決議は、日本の航路標識設置に大きな影響を与えた。海上保安庁燈台部が編集した『日本燈台史—100年の歩み』では、原耕についての記述はないが、この噸税法改正によって灯台設置の予算が捻出され、多くの航路標識及び関連設備を設置できたと評価している²⁸。なお改正による噸税の増収は、およそ60万円とみられ、灯台設置を担当する「臨時部」の昭和4年の予算は、表2のように前年度比で2.5倍にもなった。

表2 昭和初期燈台局予算推移

(単位 円)

年度	經常部	臨時部	計
大正15年	909,530.770	348,502.450	1,258,033.220
昭和2年	938,530.920	377,072.160	1,316,023.080
3年	954,252.810	203,832.670	1,158,085.480
4年	976,778.475	501,266.710	1,478,045.185

²⁸ 海上保安庁燈台部『日本燈台史—100年の歩み』（社団法人燈台会、1969年）60-62頁。

5年	958,268.130	399,160.540	1,357,428.670
6年	940,438.380	342,157.030	1,282,595.410
7年	987,529.660	239,595.380	1,227,125.040
8年	1,039,080.400	221,323.680	1,260,404.080
9年	1,064,720.060	281,115.010	1,345,835.070
10年	1,130,502.30	222,105.00	1,352,607.300

(原注) 大正15年臨時部のうち15万3,348円は震災復旧経費。

出典：海上保安庁燈台部『日本燈台史－100年の歩み』（社団法人燈光会、1969年）61頁より。

噸税法改正により150万円の予算がついて、昭和4年から6年間に沿岸大燈台の建設、無線方位信号所（当時は電波霧信号所と称した）および老朽重要標識の改良その他についての以下の3カ年計画が立てられた。

航路標識建設及改修3カ年計画（各年度50万円）

燈台新設 都井岬、草垣島、舩倉島、竜飛埼、野母岬、土佐沖ノ島、御神島、伊良湖岬

電波霧信号所 本州東岸電波霧信号所 東京海湾電波霧信号所 津軽海峡電波霧信号所

燈台改良 神子本島、犬吠埼、紀伊日ノ御埼、檜野埼

霧信号所改良 襟裳岬、大間埼、稲穂岬

噸税法改正により新規燈台設置計画のなかに、枕崎から南へ約100キロ地点にある草垣島が含まれている²⁹。この論文執筆段階で、草垣島燈台は日本で最大の太陽光発電燈台である。草垣島の燈台がソーラー化される以前は、1年に一升瓶約6千本に相当する軽油を使用してディーゼルエンジンで発電し³⁰、燈台守が2週間交代で勤務していた³¹。この草垣島燈台設置および燈台守の枕崎における宿泊施設の整備などに尽力したのが、原耕であったことが国立公文書館に保管されている資料から明らかになった。

原耕がアンボンで昭和8年8月3日に客死した後、同7日に当時の鹿児島県知事市村慶三が、原耕への叙勲の申請書を当時の農林大臣後藤文夫宛に提出している。その申請書中に原耕の業績がまとめられている。そこには、草垣島燈台及び十島村臥蛇島燈台設置に関して原耕の尽力があったと記されている。

²⁹ 同上、64頁。昭和初期に設置された主要燈台は、初点の早い順に大王崎（昭和2年10月）、女島（昭和2年12月）、二丈岩（燈標、昭和3年8月）、沢埼（昭和3年11月）、三木埼（昭和3年11月）、御神島（昭和4年11月）、都井岬（昭和4年12月）、舩倉島（昭和6年4月）、竜飛埼（昭和7年6月）、野母岬（昭和7年6月）、草垣島（昭和7年7月）、土佐沖ノ島（昭和8年4月）、玄界島（昭和9年4月）、黄島（昭和9年4月）、愛郎岬（昭和10年5月）である。草垣島燈台は、本文でも言及するように、この論文執筆段階で日本最大の太陽光発電燈台である。

³⁰ 『朝日新聞』2006年4月6日、鹿児島版、27面。草垣島燈台は2003年12月にソーラー化が実施された。

³¹ 『朝日新聞』2000年10月25日、石川県版、27面。基本的には2週間交代の勤務であったが、台風などで寄りつけないときは交代の職員がなく、勤務が数十日に達することもあったようである。

一 昨昭和七年度ニ於テ其エ工竣ヘ本年度ヨリ事業ヲ開始セル川辺郡坊ノ岬ノ西方約二十湊ノ地点ニ在ル無人島草垣島ニ設置セラレタル通信省燈台局所管ノ燈台ハ同地方ノ航海運業者漁業者ニ多大ノ便宜ヲ与ヘツツアル所ナルカ之カ設置ニ関シテハ氏〔原耕のこと-筆者注〕カ衆議院議員トシテ在任中当局官憲ヲ初メ関係地方ニ対シ折衝大ニ努ムル所アルシニ依ルモノトシテ実施後ノ今日各方面ニ多大ノ感謝ヲ受ケツツアリ猶同時ニ設置ヲ見タル川辺郡枕崎町ニ於ケル右草垣島燈台吏員退息所ハ地元枕崎町ニ於テ所要敷地ノ無償提供ヲナサシムル等専ラ氏ノ斡旋尽力ノ結果ニ依ルモノニシテ当該官憲ハ勿論地元町民ニ於テモ又其設置ニ関シ多大ノ満足ヲ表シツツアリ

猶大島郡十島村臥蛇島ハ燈台建設候補地トシテ目下燈台局ニ於テ調査中ニ属シ将来実現可能性濃厚ナルモノアリト聞ク而シテ本件ニ関シテモ又氏ハ多大ノ努力ヲ払ヒツツアリ³²

この資料により、噸税法改正後、原耕が関係各所と協議して草垣島灯台の建設に尽力すると同時に、二週間交代で無人島に勤務する灯台守の宿泊施設等整備に関しても関与していたことが明らかになった。

（3）第56回帝国議会：遠洋漁業奨励法の改正

第56回帝国議会において、原耕は遠洋漁業奨励法の改正案を単独で提出している³³。改正案自体は、「無線電信装置」や「無線電話装置」に対する助成金の配分率を上げることがその趣旨となっているだけだが、それよりも重要なのは昭和4年3月18日午後1時25分からの本会議において、原耕が同法改正の趣旨を説明する機会を得たことである。

原耕が提出した改正案は以下の通りである。

- 遠洋漁業奨励法中改正法律案
 遠洋漁業奨励法中左ノ通改正ス
 第五条第一項第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号ヲ第六号ニ改ム
 四 保蔵設備 評価額ノ十分ノ三以内
 五 無線電信装置又ハ無線電話装置 評価額ノ十分ノ六以内³⁴

遠洋漁業奨励法が施行されたのは明治31年4月からである³⁵。その後、帝国議会におい

³² 「故原耕日記追賜ノ件」『叙位裁可書』昭和八年、叙位卷二十三（国立公文書館所蔵、本館・2A-017-00・叙01162100）。また、この資料で言及されている臥蛇島の灯台は、昭和15年（1940年）に初火をともした。稲垣尚友編『十島村誌』臥蛇島篇、資料1、臥蛇島金銭入出帳（十島村役場、1971年）3頁。

³³ 第56回帝国議会における「漁業奨励ニ関スル建議案」は、第五十五回帝国議会に提出されたものと同内容であるが、原文は「第五十六回帝国議会衆議院議事速記録第40号付録（1）」、昭和4年3月28日、62頁を参照のこと。この建議案は建議委員会、本会議で可決された。

³⁴ 「第五十六回帝国議会衆議院議事速記録」第35号、昭和4年3月19日、797頁。

³⁵ 本論文における遠洋漁業奨励法の制定と改正については、次の資料に全面的に依拠している。農林水産省百年史編纂委員会編『農林水産省百年史』（農林水産省百年史刊行会、1979年）548-559頁、および農林大臣官房総務課、前掲書、566-568、634-636、681-685、752頁を参照のこと。

て11回改正案（政府提出7回、議員提出4回）が提出され、そのうち9回改正され、2回は未了のまま終わっている。未了となった改正案を提出したのは、第14回議会における恒松隆慶他4名提出による改正案と、ここで取り上げている第56回議会における原耕提出分の改正案である。

遠洋漁業奨励法改正の際に焦点になるのは、①予算限度の引き上げ（奨励金全体の増額）、②船体、機関への単位当たり奨励金の増額、③奨励金を受けることのできる漁獲の種類の変更、④船舶の設備（たとえば冷蔵機械、冷却能力、製氷量、無線などの設備）への単位当たり奨励金の増額（評価額の何割まで助成するのか）の問題である。

第56回帝国議会以前に、遠洋漁業奨励法の直近の改正は、第50回帝国議会（大正14年）にて行われた。その第5条第1項第4号では、「保冷設備、無線電信装置又ハ無線電話装置 評価額ノ十分ノ三以内」、同第5号「副漁具 評価額十分ノ三以内」となっている。原耕の改正案は、保蔵設備については現行のままの奨励金率で維持しているものの、「無線電信装置又ハ無線電話装置」に対する奨励金率を「評価額十分ノ六以内」へと引き上げるというものである。これまで漁船の遭難を経験し、実際に出漁して無線連絡の大切さを知っている原耕らしい改正案であると言える。

この改正案提出の理由を、原耕は本会議で説明する機会を得た。この演説の内容は重要であり、原耕の日本漁業に対する認識、南洋漁場調査の結果と将来にわたっての見込みなどが明らかになっている内容であるため、長文になるが以下に引用する。

上程ヲサレマシタ遠洋漁業奨励法中改正法律案ニ付テノ提案ノ理由ヲ説明致シマス、此法案ハ漁船ニ設備致シマス所ノ無線電信及電話ノ費目ニ対シテ、政府ハ十分ノ三ヲ与フルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、補助金ヲ増額致シマシテ、十分ノ六ニ改メタイト云フノデアリマス、即チ漁村ノ振興費ト認メラルベキ所ノ諸種ノ救難事業ニ対シマシテハ、救命艇ノ如キ、或ハ航路標識ノ如キ、此等ニハ即ニ、十分ノ六ガ与ヘラレテアルノデアリマス、独リ漁船ノミニ限り十分ノ三ガ与ヘラレテ居リマスコトハ、甚ダ以テ不合理デアリマス、漁船遭難ノ頻々ト発シマスコトハ、皆サン御承知ノ通りデアリマス、是ガ防止上無線電信、電話ノ普及ヲ最モ必要ト致スノデアリマス、之ニ依リマシテ財物ノ救護、人命ノ救済、之ニ依リテ受ケル所ノ産業上ノ障害ヲ除去致シタイト思フノデアリマス、此補助金ノ恩沢ニ浴スベキ所ノ漁民ノ今日ノ状態ハ果タシテ如何デアルカ、之設備ヲ必要トスル所ノ漁船ノ動静ハ如何デアルカ、之ニ依リテ行ハレル所ノ遠洋漁業ナルモノ、習性ハ如何デアルカト云フコトニ付キマシテ、一通リノ御説明ヲ申上ゲマシテ、皆様ノ御了解ヲ求メルコトハ提案者ノ義務ナリト信ズル者デアリマス、加之漁船ノ問題ハ漁業問題デアリ、而モ日本ノ重大ナル産業問題デアリマス、大凡産業中世界各国ニ較ベマシテ、此産業ダケハ日本ガ大キナ顔ヲシテ歩ケルダケノ重大ナル産業デアアルノデアリマス、故ニ暫ク御清聴ヲ煩シタイト思フ者デアリマス、此結果ト致シマシテ、漁民ガ疲弊困憊致シテ居リマスコトハ、政府当局モ御認ノ通りデアリマス、此原因ヲ熟々考ヘテ見マスルノニ、何ト致シマシテモ、我国沿岸ニ於ケル所ノ魚族一般ガ減少致シマシタ結果ナリト信ズル者デアリマス、年次ノ統計ノ示ス所ニ於イテ、如何ニ我国漁民ノ技術ガ進歩致スニ拘ワラズ、漁具、

船舶ノ進歩ヲ因ラレルニ拘ワラズ、而モ資本ガ厩大致スニ対シマシテ、反比例ノ成績ヲ現シマスコトカラ考ヘマシテモ、顕著ナル事実デアリマス、而シテ此魚族ノ減少ハ、申ス迄モナク所謂捕減リニ原因シタモノト思ヒマス、濫獲ノ結果デアリマス、又半面ニ於キマシテハ、生物生存ノ情理免レザル所ノ恐怖心カラ致シマシテ、四方ニ退散致シタコトモ、是ガ副因ヲ為スモノト信ズル者デアリマス、果シテ此疲弊困憊ノ原因茲ニアリト致シマスレバ、之ガ救済ナル事柄ハ、唯々一過性、一時的応急手当デハ、之ガ救済セラレルモノデハアリマセヌ、即チ代リ財源ヲ求メラレルガ如クニ、新ニ豊富ナル代リ漁場ヲ提供スルコトニ依リテ、救済ノ目的ハ達成サレルモノト思ヒマス、不幸ニ致シマシテ我が日本ノ周囲、殊ニ日本海、東支那海ノ如キハ、即ニ荒廢サレテ居ルノデアリマス、単ニ北海漁業ノ如キハ、隆盛ヲ極メテ居リマスコトハ、先ズ結構デアリマスケレドモ、サリトテ氣候ノ關係カラ致シテ、尚ホ漁業ノ状態カラ致シマシテ、日本全体ノ漁民ヲ此処ニ進メルト云フコトハ不可能ナコトニ属スルノデアリマス、況ヤ又人命ニ天寿ガアルガ如ク、魚族ニモ天命ガアリマス、私共ノ視察致シマシタ三十四五年〔明治34、35年のこと一筆者注〕頃ノ加奈陀ノ晚香坡ノ鮭漁業ハ、洵ニ隆盛ヲ極メタモノデゴザイマシタガ、今日見ル影モアリマセヌ、斯ノ如ク漁場ノ歴史ハ繰返ヘサレテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ北海隆盛ノ時代ニ於キマシテ、治ニ処シテ乱ヲ忘レザルガ如クニ、之ガ対策ハ今日ヨリ考フベキ筈ノモノデアルノデアリマス、少シク南ニ進ミマシテ、南支那海ニ参リマスト云フニ、如何ニモ底魚ノ豊富ナル漁場ガ存在致シ「トロール」漁業ニ適切ナル場所ガアルノデアリマスケレドモ、如何セン海賊ノ巢窟デアリマシテ、今日ノ所手ヲ下スコトガデキナイコトハ甚ダ残念デアリマス、然ラバ困憊セル所ノ日本ノ漁民ガ何レニ向カッテ發達スベキカ、是ガ救済ヲ図ルベキカト考ヘタ場合ニ於キマシテ、残ス所、余ル所ハ南ノ一途アルノ外ナイノデアリマス、ソレ故ニ南方ニ進ミマスト云フコトハ、晩カレ早カレ日本ノ漁民ガ必ず出テ行カナケレバナラヌ所ノ運命ヲ有シテ居ルコトハ事実デアリマス、而モ其南洋ガ無限ノ宝庫デアッテ、天与ノ漁場デアリマシテ、之ヲ代リ漁場ト致シマシテハ、日本ノ為ニ提供スベク提唱スルコトガ出来ルコトハ洵トニ仕合セデアリマス、西ハ印度カラ致シマシテ、東ハ「ニューギニア」ニ至リ、南ハ濠州カラ、北ハ比律賓ニ至ル間ノ海洋、就中爪哇海カラ東「パンダ」海「セイル」海「セレベス」海ソレカラ「ニューギニア」ノ北部ニ至リマシテハ、洵ニ豊富ナル所ノ魚族ヲ持ッテ居リマスコトハ、日本ノ魚族ガ現在ニ於テハ先ヅ七百種ト数エラレテ居リマスガ、即チ南洋ノ魚族ハ是以上デアルト云フコトガ、専門ノ向キニハ認メラレテ居ルノデアリマス、全ク豊富ナル所ノ魚族ガ日本ノ沿岸ニ一百年前ノ昔話ニ聞クガ如ク、其儘ニ存在シテ居ルコトハ事実デアリマス、而モ南洋ニ於ケル所ノ氣候ハ日本ト余リ変ワリハアリマセヌ、日本カラ冬ヲ徐イタ程度デアルト考ヘレバ可ナリデアリマス、南洋ハ余程暑イ所ノヤウニ、新嘉坡ヤ印度洋ヲ通過シタ人ノ宣伝ガ過伝セラレマシテノ、南洋ノ氣候ハ全クノ嘘デアリマス、就中「セレベス」ノ如キハ日本ト余リ変ワリハナイ、而モ無風地帯ニ近イガ故ニ、一年中暴風ガナイガ故ニ、漁業ニ対シテハ物怪ノ仕合ナ場所デアルノデアリマス、此地方ニ住居致シマスル土着ノ人ハ、申ス迄モナク九分通り馬來人種デアリマス

ガ、是等ハ吾々ト種族ヲ同ジウ致シマスル為ニ、濃厚ナル所ノ同族愛ガアリマス、我ガ日本ノ雜貨ガ南洋ニ於イテ、欧羅巴ノ雜貨ニ比較致シマシテ、敢テ優良デアリマセヌケレドモ、七八割ノ消化カラ持ッテ居リマスコトハ、即チ同族愛ノ結果ナリト、彼等土着ノ人ハ公言致シテ居リマス事カラ考ヘマシテモ、洵ニ都合ノ好イ人種デアルノデアリマス、而シテ南洋ト申シマス、余程遠方ノヤウナ感ジガ致シマスガ、私ノ考ヘマス所デハ、比較的近い所デアルト思フノデアリマス、何故カト申シマス、今日本ノ幼稚ナル漁船ハ一時間六七哩ノ速カラ持ッテ居リマス、此船ニ致シマシテ南洋ノ中央地点、仮ニ「セレベス」ノ「メナド」ヲ真中ト致シマス、其地点カラ往復ニ三五日ヲ要シテ居リマス、若シ夫レ今日漁船ノ向上ヲ図リマシテ、十四五哩ニ進メル場合ニ於キマシテハ、今日ノ三十五日ハ總テ三週間ニシテ往復ガ出来ルコトニ近メラレルノデアリマス、尚オ更ニ根拠地ヲ台湾ニ進メマシタナラバ、二週間デ往復ガ出来ルノデアリマス、南洋庁ノ所在地デアリマス所ノ「パラオ」ニ進メマシタナラバ、一週間デ往復ガ出来ルノデアリマス、斯ク煎ジ詰メテ考ヘテ見マスト云フト、南洋抑々遠イ所デハナイノデアリマス、況ヤ現在ノ門司、長崎ヲ根拠ト致シマス所ノ東支那海ニ出マス「トロール」漁業ノ如キハ、二十一日間掛カルコトハ普通デアリマス、現在日本ニ行ハレテ居ル所ノ鯉漁業ノ如キハ、二週間ヲ要シテ居ルノデアリマス、之ニ較ベテモ南洋ノ航海ノ里程ト云フモノハ、余リ遠イモノデナイ、努力ノ如何ニ依ッテ日本ト接近セシメルコトハ容易ナ業デアルノデアリマス、而モ南洋ノ漁場ハ洵ニ広大無辺デアリマス、広大無辺デアルガ為ニ、此漁場ノ運命ト云フモノハ永久ナルモノナリ云フコトガ出来ルノデアリマス、北海漁場ガ永ク持テル所以ノモノハ、寒氣凜烈、冬長キガ為ニ魚族ノ保護ガ出来ルノデアリマスカラ、永ク持テルノデアリマス、「スカンデナビヤ」半島ノ漁場ト雖モ、夜ガ連続致ス季節アルガ為ニ、自然ニ魚族ガ保護セラレ、而シテ永ク持テルノデアリマス、南洋ニ於ケル広大無辺ノ漁場ト云フモノハ、日本ノ過去ノ歴史カラ考ヘ、経歴カラ考ヘマシテ、四五百年ハ続クベキ所ノ好漁場デアルノデアリマス、此立派ナ所ノ漁場ニ敢然日本人ヲシテ進メタモノナレバ、如何ナル成績ヲ得ルカト云フコトニナリマス、私ノ考ヘマス所ニ依レバ、日本ノ漁民ニ一度動員令ヲ下シ、南方ニ押し出シマシタト致シマスナレバ、今日日本ノ水産総額二億万円ハ一躍シテ十億万円ヲ突破スルモノトナリト信ズル者デアリマス、魚族ノ濃厚ナ点カラ、魚群ノ多イ点カラ、恐怖心ニ乏シク漁撈ガ容易ナル点カラ、斯ル有望ナル専門的見地カラノ打算デアリマスノデ、敢テ誤ナイ所ノ根底ト考ヘルノデアリマス、而モ日本ノ国民性ハ勇敢ニシテ、漁夫ニ適格デアリマス、日本人ノ漁業的技術ハ世界ノ何レノ国ニ較ベテモ飛抜ケテ進歩シテ居リマス、此腕ト此体格ヲ以テ、此豊富ナル所ノ漁場ヲ占有セザルト云フコトハ、抑々今日迄日本人ノ間違ト言ハナケレバナリマセヌ、今ヤ政府モ此処ニ見ル所ガアッテ、予算ニ南方調査費ヲ組マレタルガ如キハ、実ニ機宜ニ適シタモノデアリ、洵ニ吾等敬意ヲ表セザルヲ得ナイ所ノ業績デアリマス、併ナガラ能ク考ヘテ見レバ、其献立ガ洵ニ貧弱微弱デアル、切メテハ肥料問題ノ半分位ハ太平洋ニ使用致シテモ然ルベキモノデアリマス、一ハ或場合ノ消極的ノ意味ヲ持チ、一方ハ積極的ノ国富ノ意味ガ茲ニ横ッテ居ルノデアリマス、此点カラ考ヘマシテモ、

洵ニ規模ノ貧弱ナルコトヲドモ遺憾トスルモノデアリマス、民間ニ於キマシテモ、本年ヨリ百万円ノ資金ヲ投ジテ南洋漁業ニ手ヲ染入レルコトガ決シタルモノモアリマス、斯ノ如キハ洵ニ邦家ノ為ニ結構ナコトデアリマス、併セナガラ南洋漁業ノ真ノ目的ヲ達シ、之ガ隆盛ヲ求メヨウト思フナラバ、何ト申シマシテモ合法的ノ努力ニ俟ツベキモノガ数少ナカラヌコトト、思フノデアリマス、即チ資本ノカハ無論必要デアリマスガ、教育ノカモ要シ、或ハ法規ノカモ要シ、殊ニ政治ノカモ俟ツベキモノガ多イノデアリマス、何ト申シマシテモ政府其モノガ先ニ立チ、政党其モノガ先シテ之ヲ国策ト致シ、大方針ノ下ニ立チ、而シテ此漁業ダケハ世界ノ一手販売ニ此漁業ニ於ケル所ノ海上権ノミハ、日本ノ独占舞台ニ進メルベキ大理想ノ下ニ努力ノ必要ヲ認メルモノデアルノデアリマス、差当リトシテハ和蘭領ニ於テハ和蘭領ノ国法ガアリ、入国税ト云フモノヲ要求致シテ居リマス、即チ六箇月期間一人百円ト云ウモノヲ徴収シテ居ル、米國領比律賓ノ如キハ十八円ヲ徴収シテ居リマス、是ハ三箇月期間デアル、斯ノ如キハ、今日日本ノ貧弱ナル漁民ノ堪ヘ得ル所デアリマセヌ、斯ノ如キ費目ニ対シテハ、政府ハ速ヤカニ相当ナ助成ヲスベキモノデアリマス、成程スル議論ヲ申シマスト云フト、或ル半面ニ於キマシテハ直ニ反対論モアリマセウ、南洋漁業ガ隆盛ニナレバ、日本ノ漁業者ニ脅威ヲ与ヘルナドト云フヤウナ議論モ偶々聴カヌデモナイ、洵ニ誤謬ノ甚シイモノデアリマス、既ニ今日魚肉ハ日本ノミナラズ、世界人類ノ嗜好品デアルト云フコトハ争ハレナイ事実、其製品ガ世界的デアルト云フコトモ勿論デアリマス、況ヤ南洋ト雖モ和蘭領ダケデモ六千万人ノ人口ヲ持テ居ル、此人口ハ皆魚肉ヲ食糧トシテ居ルノデアル、是等ニ向ッテハ努力ニ依テ此消化力ナドト云フモノハ十分デアリマス、若シ夫レ安イ所ノ製品ガ日本ノ内地ニ輸入セラレマシテモ、日本ノ国民ハ喜ブデアラウ、一部分ノ漁業者ガ如何ニ不平ヲ言ハレタ所デ、此不平ハ南洋ニ進出セラレタルニ於テ緩和セラレルモノデアリマス、而シテ始メテ寛永時代カラノ海外渡航禁止令ノ余波ト云フモノガ洵ニ打破セラレテ、真ニ又我國民ガ外国ニ踏出シ、海軍思想ノ普及ト同時ニ目的モ達スルノデアリマス、一昨年比律賓ノ水産局長「ブラウン」氏ニ会ウテ見タ所ガ、其話ニ曰ク、若シ比律賓ニ於ケル漁業権ヲ日本人ニ渡シタ場合ニ於イテ、君等ハ「マニラ」市ノ魚価ヲ如何ニ下ゲ得ルヤト云フ質問ヲセラレタノデアリマス、斯ノ如キハ日本ノ為政家ガ洵ニ聴カントシテ聞クベキ事柄デアルト云フノデアリマス、斯ル問題カラ致シマシテ、斯ル重要ナ解決ヲ致シマスニハ、此無線電信ノ必要モ固ヨリ急務ト思ヒマス、又此目的ヲ達シマスニハ、廳テ「パラオ」本庁ニ於ケル所ノ無線本局ナドガ、特ニ取扱ヒヤスルコトニ於テ、更ニ目的ヲ達スルノデアリマス、尚之ニ関連シテ、漁業法、船舶法ノ如キハ根本的ニ立案シナケレバナラスコトガ多イノデアリマス、併セナガラソレ等ノ法案ガ、既ニ議會ガ終ラントスルノ今日迄現レザルノミナラズ、議員諸君ノロカラモ、水産トカ漁業トカ云フ言葉ヲ聞カザルノミカ、全クノ噂モ無イヨウナ状態ハ如何ニモ私ハ不可解ニ打タレテ居ルノデアリマス（「簡単」ト呼フ者アリ）簡単ニ止メヨウト思ウテモ止メラレナイ程、私ハ不可解ニ存ズル次第デアリマス。我ガ日本ノ漁民ガ、而モ日本ノ五分ノ一ヲ占メ、日本ニ於ケル漁村、沿岸ニ沿フ所ノ町村数ハ五分ノ一モアル、而モ昨年ノ総選挙ニ

当タッテハ、諸君ハ漁村ノ振興ヲ絶叫セラレタ方モアルノデアリマス、而モ今日ニ於テ、漁村関係、水産ノ問題ナドガーツモ出ナイト云フコトハ、洵ニ矛盾撞着ノ甚シイモノデアリマス、平素先輩ヲ以テ気取ル偉イ諸君ガ、斯様ナル重大問題ニ付テ一言モ発セラレナイト云フコトハ、不思議ト言ウテモ話ニナラヌ感ジガ致スノデアリマス、政権ノ争奪モ必要デアラウ、党派根性モ宜シカロウ、ケレドモ我ガ国民生活ニ立脚シタル政治ガ、果シテ行ハレテ居ルヤ否ヤ、少ナクトモ我ガ日本ノ漁民ニ対シテ公平ヲ欠カザルヤ否ヤ、如何トナレバ我ガ日本国ノ今日アルハ我ガ国体ヲ知ルカラデアル、日本ノ地理地勢ヲ弁ヘルカラデアル、日本ハ海国デアル、海国デアッテ海洋ノ利用、海洋ノ方策ヲ忘ルベキ筈ノモノデナイ、英国ノ今日ノ隆盛モ、和蘭ノ存在モ、皆是海洋ノ賜デアル、而モ不戦条約ハ近ク調印セラレントシテ居ル、此時モ当ッテ陸上ノ争ハ困難デアルガ、何ト言ッテモ経済界ノ争イハ日ニ日ニ益々盛ニナルコトハ事実デアル、シカモ空中ノ占有、海洋権ノ占有ト云フコトハ、尚ホ一段重キヲ致スト云フコトハ事実デアル、政府当局モ亦適材ヲ適所ニ任用スルノ明ヲ有シナガラ、斯様ニ明ナル問題ヲ適当ニ解決スルノ努力ニ乏シイコトハ甚ダ遺憾デアル、産業上ノ立国ヲ主張スル所ノ諸君ガ、斯ノ如キ問題ニ尚ホ御親切デアルコトヲ希望スルト共ニ、私共ノ提案ニ付イテハ異議無ク速ニ御賛成願タイモノデアリマス、細カイコトハ委員会ニ於テ各論ニ入ル方ガ宜シイト思ヒマス [下線部は筆者による] ³⁶。

原耕の当時の漁業における認識、南方漁場に対する認識等が明らかになっている。第一に、日本の沿海では漁獲が少なくなっているため、漁獲高を確保するためにより南において漁業を行う必要があることを主張している。しかし南シナ海は海賊が多いので、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニアの海域が漁業に適していると認識していた。「無限の宝庫」という表現を用いているが、この言葉は大正末期に原耕がカツオ漁についての知識を普及するために作成した無声映画のタイトルと同じである。第二に、南洋の気候は日本とほとんど同じで、セレベスなどは風が少ないので漁業を行いやすいと考えていたこと。第三に、マレー人と日本は種族が同じで、両者の間には同族愛があることを指摘し、さらに両者の関係を水平的に見ていること。第四に、南洋漁場が広大無辺で今後400年から500年は漁場として有望であること。第五に、政府および政党が、国策として漁獲物の販売および漁業における海上権確保を行うこと。このことに関して、原耕はその海域を支配するそれぞれの国の法律を遵守することを考えていたことが重要である。漁業をおこなう海域を支配する国に対して、漁民が支払うことになる入国税を日本政府が支援する必要性を喚起している。第六に、陸上の領土の獲得ではなく、海洋権の占有を主張しているところは、注意が必要な箇所である。

後にアンボンにおける漁業基地運営に関して、原耕存命中は現地の人々との良好な関係を保っていたが、彼の死後急速に悪化する。関係悪化には、現地漁業権を尊重し現地の人々との関係を重視していた原耕の考え方が、彼の死後残った人々に引き継がれなかったためだと筆者は考えているが、議会における演説からもそれらの点を伺い知ることができ

³⁶ 「第56回帝国議会衆議院議事速記録」第35号、昭和4年3月19日、797-799頁。

る。

原耕の1期目における帝国議会の活動は上記のようなものであった。昭和4年7月2日に浜口雄幸内閣が成立し、第57回通常国会において議会は解散された。翌年2月20日に第17回総選挙が実施されるが、原耕は落選してしまう³⁷。

3 2期目の帝国議会における議員活動

第18回総選挙が行われたのは、昭和7年（1932年）2月20日である。原耕は政友会の公認を受けて、鹿児島1区から出馬した。この選挙で原耕は18,431票を獲得し、床次竹二郎（17,913票）を次点に押さえてトップ当選した³⁸。原耕の二期目のそして最後の帝国議会での活動が始まった。

原耕の2期目に開催された帝国議会は、第61回（臨時：昭和7年3月20日から24日）、第62回（臨時：昭和7年6月1日から14日）、第63回（臨時：昭和7年8月23日から9月4日）、第64回（通常：昭和7年12月26日から昭和8年3月25日）、第65回（通常：昭和8年12月26日から昭和9年3月25日）の5回あるが、昭和7年12月3日から第三回目の南方漁場調査に出発し、アンボンで活動中に昭和8年8月3日に客死したので、第61から63回帝国議会までしか参加していない。第61回は会期が5日しか設けられなかったため分析対象からはずし、以下、第62、63回議会における原耕の活動について取り上げる。

（1）第62回帝国議会：水産関係

第62回帝国議会において、原耕は建議案、法律改正案を提出していない。しかし、この議会において、政府は遠洋漁業奨励法改正案を出している。上述したが、遠洋漁業奨励法が明治31年4月に施行されたが、それ以降11回改正案が出されている。第10番目の改正案は、上述した第56回帝国議会における原耕による改正案（未了）であり、第62回議会に提出された改正案は11番目、つまり戦前の帝国議会における最後の改正案提出だった。

遠洋漁業奨励法中改正法律案

遠洋漁業奨励法中左ノ通改正ス

³⁷ 原耕は、政友会の公認をうけて立候補し、9,227票を獲得したが、定数5のところ6位で落選した。昭和5年2月20日に行われた第17回総選挙における鹿児島選挙区での当選者は、以下の通りである。

・鹿児島1区：①床次竹二郎、政友、前、15,606；②春島東四郎、民政、新、15,444；③井上知治、政友、新、10,221；④蔵園三四郎、政友、前、9,950；⑤中村嘉寿、政友、旧、9,493。
 ・鹿児島2区：①山本実彦、民政、新、16,568；②寺田市正、政友、前、14,042；③東郷実、政友、前、13,106；④崎山武夫、政友、前、12,795。
 ・鹿児島3区：①久留義郷、民政、旧、14,415；②津崎尚武、政友、前、10,894；③永田良吉、政友、前、9,764である。

この選挙では、議会招集日の所属議員数で、民政党が271名、政友会が173名と、民政党の圧勝であったが、鹿児島の選挙区を見る限り、定数12名のうち民政党公認候補者が3名にとどまった。前掲、『帝国議会誌』第1期・第7巻、11・24頁より。

³⁸ 前掲、『帝国議会誌』第1期・第12巻、200-213頁より。この時の当選者は以下の通りである。

・鹿児島1区：①原耕、政友、旧、18,431；②床次竹二郎、政友、前、17,913；③蔵園三四郎、政友、前、16,417；④井上知治、政友、前、14,216；⑤中村嘉寿、政友、前、13,375。
 ・鹿児島2区：①東郷実、政友、前、21,531；②崎川武夫、政友、前、16,874；③天辰正守、政友、新、16,732；④寺田市正、政友、前、14,829。
 ・鹿児島3区：①金井正夫、政友、新、15,900；②津崎尚武、政友、前、15,781；③永田良吉、政友、前、11,339。
 招集日別所属議員数では、政友会303名、民政党144名で、政友会の圧勝であった。鹿児島選挙区でも、政友会がすべての議席を獲得した。

第一条 政府ハ遠洋漁業ヲ奨励スル為毎年予算ヲ以テ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ奨励金ヲ下付シ其ノ他必要ナル費用ヲ支出ス

第三条中「定ムル構造ニ」ヲ削ル

第五条第一項ヲ左ノ如ク改ム

主務大臣ハ遠洋漁船検査規定ニ適合シタル日本船舶ヲ新造シ又ハ遠洋漁船検査規定ニ適合シタル日本船舶ニ命令ヲ以テ定ムル設備ヲ施シタル船舶所有者ニ対シ左ノ區別ニ従ヒ漁船奨励金ヲ下付スルコトヲ得但シ計画総噸数百噸以上ノ鋼製ノ船舶ニ在リテハ第一号ノ規程ニ拘ラズ船舶ノ評価額ノ百分ノ二十以内ノ漁船奨励金ヲ下付スルコトヲ得

一 船舶 評価額ノ百分ノ十五以内

二 設備 評価額ノ百分ノ三十以内

同条第三項中「保蔵設備、無線電信装備、無線電話装置及副漁具」ヲ「第一項ノ設備」ニ改ム

第十一条第二項中「遠洋漁船船員」ヲ「遠洋漁船ノ船員若ハ船匠」ニ改ム

第二十一条中「大正二十二年三月三十一日迄」ヲ「昭和二十二年三月三十一日迄」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前奨励金下付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル³⁹⁾

被改正法令は、昭和7年にその期限を迎えることになっていた。そこで、新たに15年間期間の延長することが改正の一番のポイントである。その他の主な改正点については、奨励金額の算出方法を単純化したことである。計算方法は、被改正法令の第5条第1項では、「一 船体総噸数毎 鋼製 六十円以内 木製四十五円以内」となっているものを、改正案では船体の百分ノ十五と単純化した。また奨励金を配分する設備の種類については、従来法律の中に規定していたのを、その時々的情勢に応じて命令によって決定できることとした。また従来、遠洋漁業に関わる船員の養成に対しても助成金を受けることができたが、それを船匠（船大工）の養成に要する経費の全部、もしくは一部に対しても適用することになった。

遠洋漁業奨励法改正案の作成および提出について、原耕がどのような役割を果たしたのか、またどのような考えを持っていたのかは今のところ明らかではない。「帝国議会速記録」では、原耕の発言は確認できない。おそらく改正案作成の段階で関与していた可能性が高いが、今のところ確認できる資料は見あたらない。ただ、1期目で自ら建議案や法律改正案を議会に提出し、2期目で省庁の役人とのパイプを活かして法律改正案作成に影響力を発揮したとするならば、原耕は政治家としての力量をあげていたと考えられるが、今のところ直接の資料が存在しないため、あくまでも推測の域をでない。

第62回帝国議会開催前後、機船底曳網漁業の全廃が問題になっていた。大正期の機船底曳網漁業の急速な進展によって、底魚類の漁場を荒廃させ、沿岸漁業との間に深刻な紛争

³⁹⁾ 「第六十二回帝国議会衆議院議事速記録」第四号、昭和7年6月5日、535頁。

を引き起こしていた。こうした事態を受けて、大正10年9月に「機船底曳網漁業取締規則」が制定された。この規則では、機船底曳網による漁業を行うためには、漁業根拠地を管轄する地方長官の許可を必要とする地方許可制度が設定された。しかし根拠地以外の他府県の海域でも操業できるという抜け穴があったため、各地の沿岸漁民と機船底曳網漁業者の間で、対立が激化していた。昭和5年に機船底曳網漁業取締規則が改正されたが、機船底曳網漁業の全廃をもとめる要求は全国で高まっていった⁴⁰。こうした動きのなか、第62回帝国議会では、「機船底曳網漁業全廃ニ関スル件」について2件の請願をだされ、請願委員会⁴¹で議論された⁴²。請願の内容は以下の通りである。

本請願ノ要旨ハ北海道ノ沿岸一帯ニ互ル機船底曳網漁業ノ猛威ハ今ヤ其ノ絶頂ニ達シ之カ暴挙ニ圧迫セラルル沿岸漁民数十万ノ生命ハ瀕死ノ生活線ヲ彷徨シツツアリ此儘ニシテ推移センカ魚族ノ絶滅漁業ノ荒廢ヲ来スハ必定ニシテ人道上産業振興上前途洵ニ憂慮寒心ニ堪ヘサルモノアリ依テ沿岸漁民ノ窮状ヲ賢察セラレ速ニ機船底曳網漁業ヲ全廢シ以テ漁村ノ維持發達ヲ図ラレタシト謂フニ在リ⁴³

この時、原耕は請願委員を務めていた⁴⁴。請願委員会では、請願を支持し全廃にすべきだという意見と、全廃以外の方法で機船底曳網漁業の規制をするべきだとの意見がでた。ここで原耕は以下のような発言を行っている。

底曳網ハ漁業ノ一部デアリマスノデ、之ヲ直チニ廢スルコトハ重大ナ問題デアリマス、又廢セザルト云フコトモ重大ナ問題デアリマス、是ハ北海道ニ限ツタ問題デハナイ、日本ノ沿岸皆其通りデアル、而シテ之ニ従事スル人員ハ果シテドレダケアルカ、又是ガ害ガアルモノトスレバ、加害者ハドレダケデ、被害者ハドレダケデアルカ、其比較ト云フコトモ重要ナ事柄デアリマス、併シ現在ノ状態カラ云フト、沿岸ノ魚族ガ年々少ナクナッテ来テ居ルト云フコトハ事実デアル、然ラバ日本ノ漁民ハ是カラ遠方ニ出漁シナケレバナラス、若シ斯ウ云フ種類ノ漁撈ノ如キモノガ必ズ妨害アリトシテ、世界的ニ此漁業ヲ廢スト云フヤウナコトガ若モアツタトスルナラバ、日本ノ漁民ハ尚ホ行詰ラナケレバナリマセス、故ニ是ハ全国的ノ問題デアリマスカラ、此問題ハ姑ク保留シテ研究スベキ問題ダラウト思ヒマス [下線部は筆者による]⁴⁵

⁴⁰ 農林水産省百年史編纂委員会編、前掲書、521-528頁。

⁴¹ 大日本国憲法第50条「両議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得」と規定している。請願は議員の紹介によらなければならない。大山、前掲論文、34頁。

⁴² 請願者は北海道有珠郡伊達町膽振水産会長、齋藤主計他7,947名であり、紹介議員が山本厚三他4名の請願と、板谷順助の請願があるがどちらも同内容である。

⁴³ 「第62回衆議院請願文書表」105、156頁。

⁴⁴ 第62回帝国議会では、原耕自ら坊津の泊における郵便局設置の請願を出している。その請願は以下の通りである。「西南方村大字泊ニ無集配郵便局設置ノ件」

本請願ノ要旨ハ鹿児島県川辺郡西南方村大字泊ハ戸数六百余漁業盛ニシテ近時郵便物ノ取扱増加ナルモ郵便局ノ設置ナキ為住民ノ利不便少ラス依テ速ニ前記西南方村大字泊ニ無集配郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ。

「第62回帝国議会衆議院請願文書表」第四、419頁。

⁴⁵ 「第62回帝国議会衆議院 請願委員会議録（速記）第二回」16頁。

海外で漁業を行っている原耕らしく、日本沿岸での漁獲高が減少すると多くの船が遠洋漁業に出かけ、外国の漁場でも同じような問題が生じるであろうことを予期している。さらに短い発言であるが、疑似餌などの漁法の発展にも力を注いでいた原耕の、漁法に関する見解も分かる。

昭和7年12月に機船底曳網漁業規則が改正され、許認可権を農林大臣へ移すこと、禁止期間を定めた区域をもうけることが決定された⁴⁶。

(2) 第63回帝国議会：鹿児島関係

第63回帝国議会で、原耕は建議委員会に所属した。この会期中、選挙区が同じ井上知治とともに「指宿枕崎間鉄道敷設ニ関スル建議案」を提出した。昭和2年に鹿児島本線が開通し、指宿までの区間は鉄道が建設されることになっていたが、そこからさらに山川を通り、その先の枕崎までの延長を建議するものである。第63回帝国議会に提出された建議案は以下の通りである。

指宿枕崎間鉄道敷設ニ関スル建議

鹿児島指宿線ハ昭和九年迄ニ竣工セラルルコトニ決定セラレタリ而シテ指宿ヨリ枕崎町ニ通スル線路ハ鉄道敷設法ニ依リ予定鉄道線路ニ編入セラレタルモノニシテ沿線人口ノ密集物資ノ豊富ナルハ勿論該線路ハ実ニ薩南半島ノ交通ノ最大動脈ヲ為スモノニシテ鉄道経済ノ上ヨリ見ルモ指宿線ハ更ニ之ヲ延長シテ鹿児島湾口ヲ扼スル山川港ニ至ラシメ枕崎港ニ通スルニ非レハ其ノ全キヲ見ル能ハサルヲ以テ指宿線竣工ト同時ニ之カ延長タル指宿枕崎間ノ鉄道工事ヲ開始セラレムコトヲ望ム⁴⁷

昭和2年には南薩鉄道の伊集院-枕崎間の鉄道が開通している。西鹿児島-指宿間が開通し、その先山川、枕崎と鉄道が延長されれば薩摩半島を一周する鉄道が完成することになる。上記の建議案は薩摩半島一周鉄道完成のための建議案である。

建議委員会において原耕は、この建議案提出の趣旨について、簡潔に以下のように述べている。

簡単ニ説明致シマス、此鉄道ハ日本ノ南支、南洋ニ向ッテノ最短距離ノ地点ニ當ッテ居リマスノデ、日本ノ西南ノ全ク端デアリマス、即チ鉄道ノ終点トナルベキ地点ニアリマス、故ニ此必要ハ申ス迄モアリマセヌ、願クバ諸君ノ御賛同ヲ御願致シマス⁴⁸

地元枕崎に関する議案であっても、海外との結びつきの上で発言しているところが原耕の特徴とも言える。工事は4区間に分かれていて、第一区は西鹿児島-五位野間（昭和5

⁴⁶ 農林水産省百年史編纂委員会編、前掲書、528頁。また昭和8年の漁業法改正により機船底曳網漁業は主務大臣許可漁業となり、昭和9年7月にあらたに機船底曳網漁業取締規則が制定された。

⁴⁷ 「第六十二回帝国議会衆議院議事速記録」第十号、昭和7年9月3日、249頁。

⁴⁸ 「第63回帝国議会衆議院建議委員会議録（速記）第三回」25頁。

年12月完成）、第二区は五位野－喜入間（昭和9年5月完成）、第三区は喜入－指宿間（昭和9年12月完成）、第四区は指宿－山川間（昭和11年3月完成）で、山川まで鉄道が延長された。山川－枕崎間は当時の鉄道省による省営バスが運行された。指宿線が枕崎まで延長する鉄道工事が始まったのは戦後の昭和31年、完成は昭和38年であった。薩摩半島一周鉄道が完成したのであった⁴⁹。

第63回帝国議会が終了した翌月の10月13日に、政友会の総務会が開催された。その席上、南洋漁場政策確立並びに日蘭合弁漁業企業調査のために原耕を南洋に特派することが決定された⁵⁰。同年12月3日に日本を出発しアンボンに向かい、翌年マラリアによって客死、二度と日本の国土を踏むことはなかった。原耕の議員としての活動も終わりを告げた⁵¹。

おわりに

本論文では、政治家としての原耕に焦点をあてて、帝国議会における衆議院議員としての活動について検討を加えた。

第1節においては、初めての普通選挙が行われた第16回総選挙で当選した原耕が、同じく鹿児島を選挙基盤とする床次竹二郎による新党倶楽部結成に翻弄されたことを紹介した。その結果、民政党の公認候補として衆議院議員に当選したにも関わらず、当選直後に新党倶楽部、そして政友会と党籍を変えることになった。また、原耕の葬儀に際して、床次が鈴木喜三郎とともに総代を務めたことも紹介した。

第2節では、第55、56回帝国議会における原耕の活動について取り上げた。「漁業奨励ニ関スル建議案」を第55、56回帝国議会に提出している。また、第55回帝国議会では、薩摩半島における鉄道建設について「南薩鉄道並薩南中央鉄道買収ニ関スル建議案」を建議している。昭和3年8月には南薩鉄道の加世田-枕崎間の鉄道敷設の認可を受けて、同年10月から測量が開始されたので、この建議案が鉄道建設に影響を及ぼした可能性があることについても分析した。また、第56回帝国議会では噸税法改正を審議する委員長となり、噸税法改正にともなう増収を、灯台などの航路標識整備のために使用すべきであるという付帯決議をつけて委員会を通過させたことを紹介した。さらに国立公文書館に保管されている史料を用いて、この論文執筆段階で日本最大のソーラー発電の機能をもつ草垣島における灯台設置も、原耕によるものだったことを明らかにした。合わせて原耕が提出した遠洋漁業奨励法改正案とともに、帝国議会における原耕の趣旨説明についても分析の対象とした。この趣旨説明からは、原耕の日本漁業の当時の状況と、南方漁場に対する原耕の思いを読み取ることができる。

第3節では、2期目の原耕の帝国議会における活動を分析した。2期目は1期目に比べてそれほど目立った活動はないが、請願委員会における機船底曳網漁業取締に対する発言や、建議委員会における「指宿枕崎間鉄道敷設ニ関スル建議案」に対する発言などから、議員でありながら自ら漁船を繰り出し調査を行っている原耕らしい国際的な視点が伺えることに言及した。

⁴⁹ 指宿市役所総務課市誌編さん室『指宿市誌』（指宿市、1985年）487頁。また、『鹿児島県史』第6巻上、（鹿児島県、2006年）483-500頁も参照のこと。

⁵⁰ 『東京朝日新聞』1932年10月13日、2面。

⁵¹ 原耕の死後、弟の捨思が衆議院議員に当選し、水産業についての振興に尽力した。